

国立研究開発法人審議会について

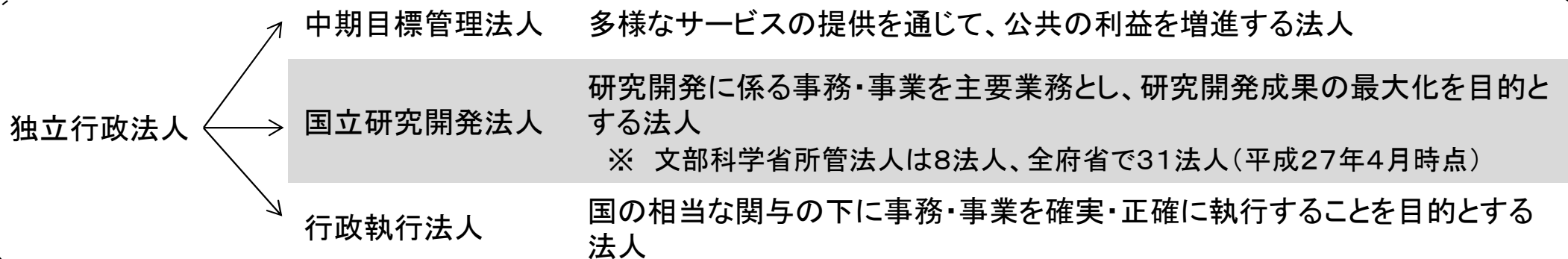
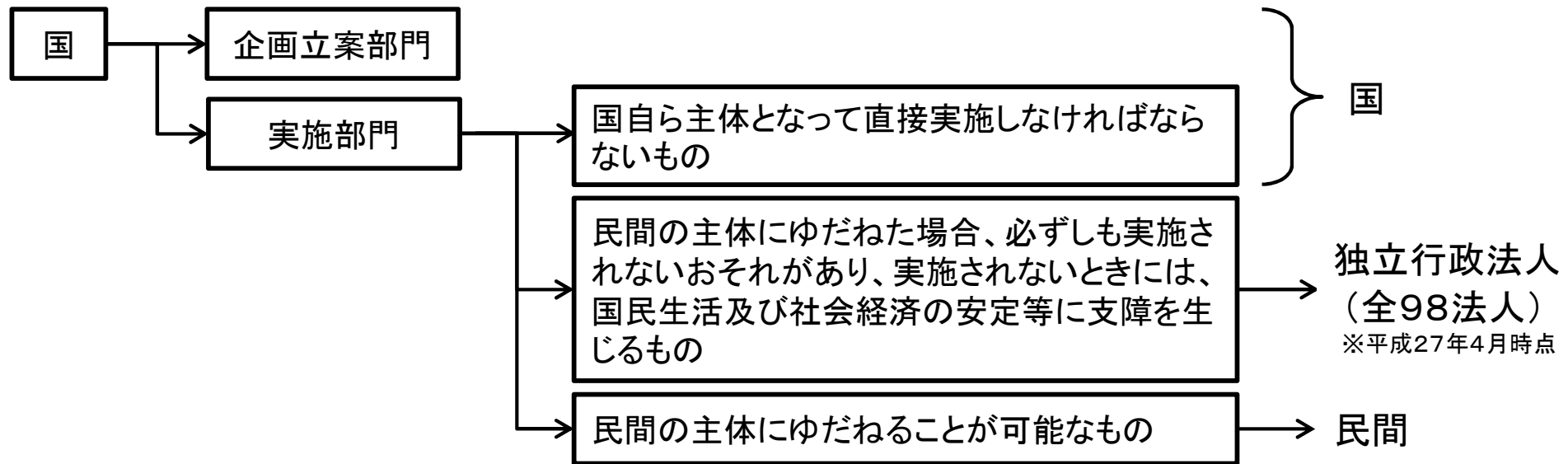
平成27年4月

文部科学省

科学技術・学術政策局

国立研究開発法人制度について

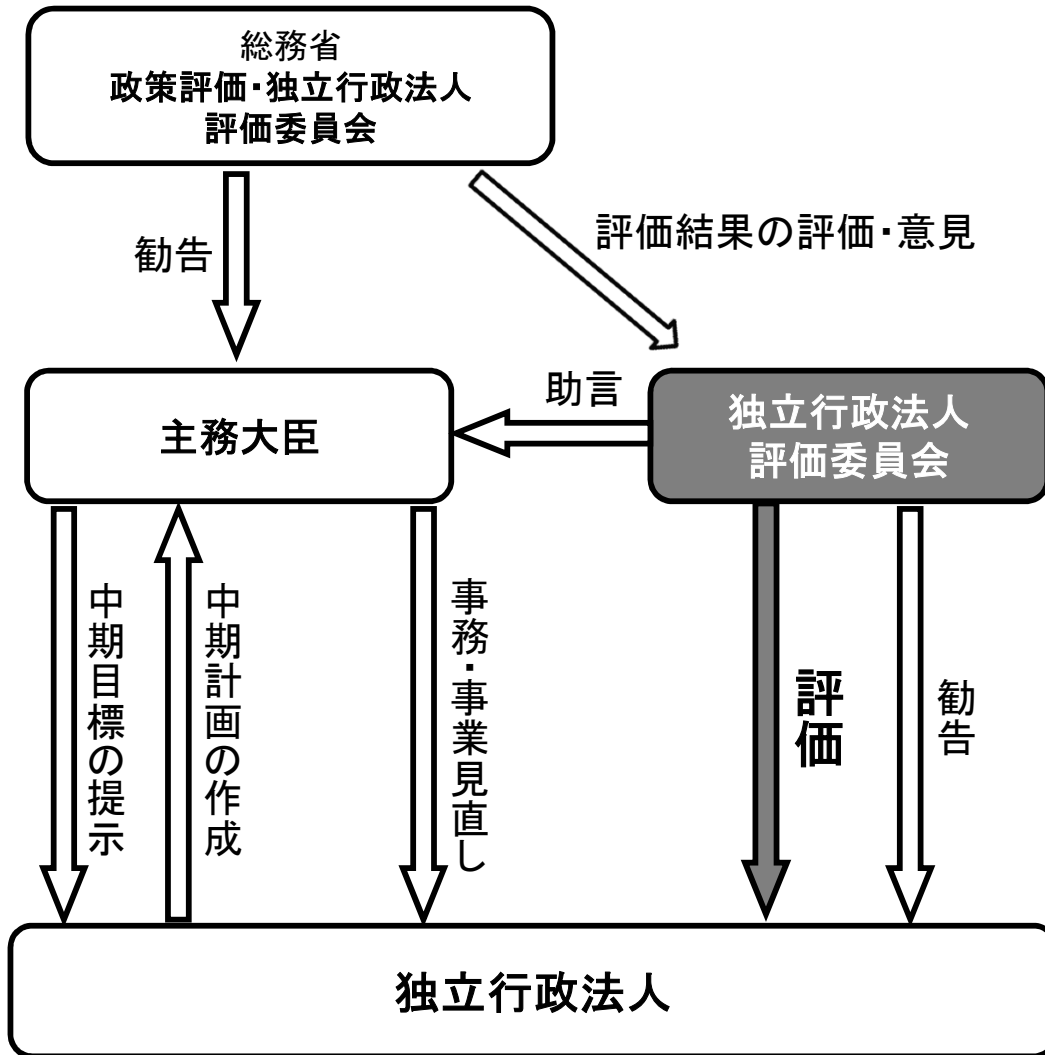
- 独立行政法人は、公共上、確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間の主体にゆだねると実施されないおそれがあるものなどを実施。
- 平成27年4月からは、研究開発の長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の特性から、他の独法とは異なる取扱いの必要性が認識され、研究開発を主たる事業とする独立行政法人が、新たに「国立研究開発法人」と位置づけられることとなった。
- 国立研究開発法人には、研究開発の特性を踏まえ、独立行政法人とは異なる法制上の措置が与えられる。



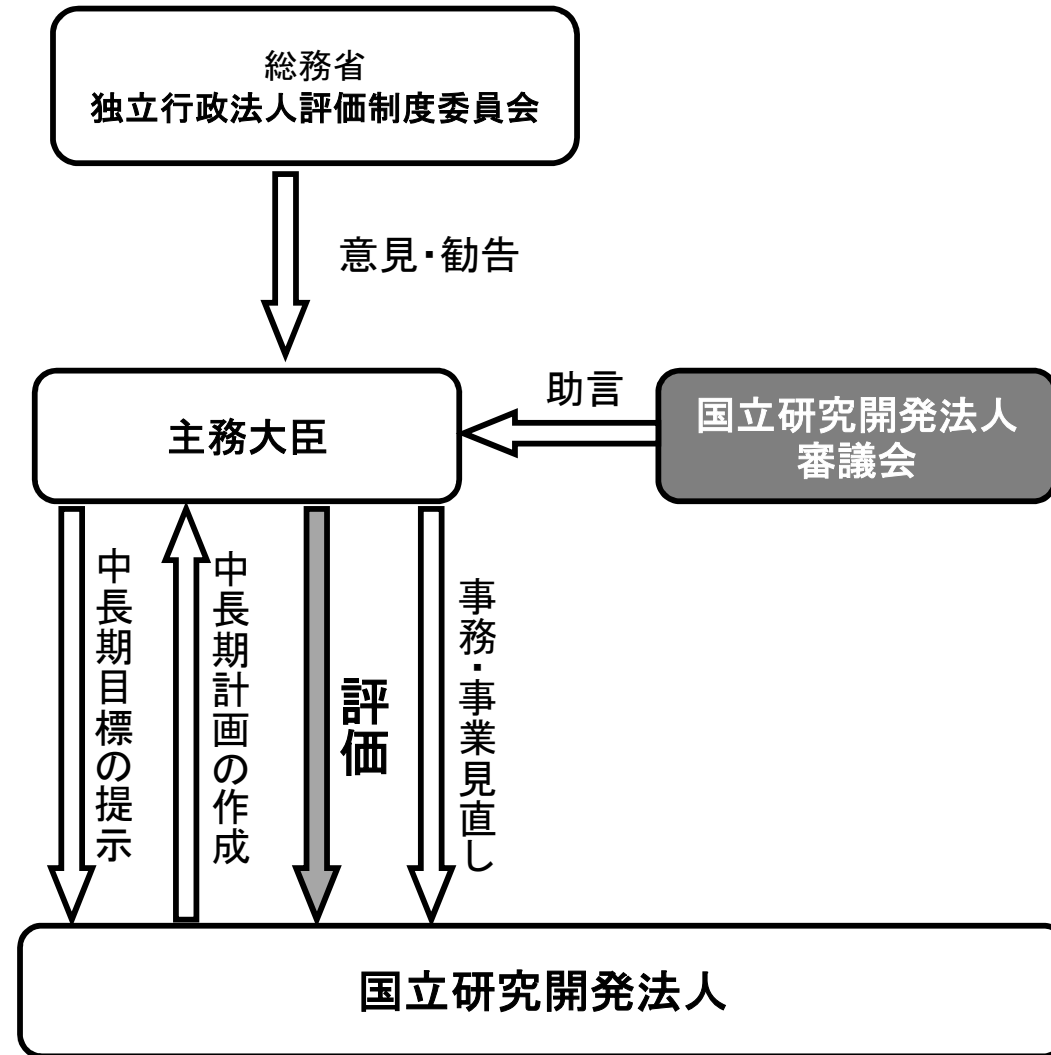
独立行政法人評価の制度改革（国立研究開発法人関係）

- 評価主体が独立行政法人評価委員会から主務大臣へ（同委員会は廃止）
- 主務大臣の評価等に当たって助言する機関として、『国立研究開発法人審議会』を新設

〈旧制度〉



〈新制度〉 H27.4.1～



国立研究開発法人制度に係る新旧制度の比較

参考

(独法通則法改正の主なポイント)

旧制度

法人類型

独立行政法人(全法人一律の性格)

目的

効率的かつ効果的に

目標策定 ・ 業績評価

目標期間: 3~5年

目標記載内容: サービスその他業務の質の向上等

評価主体: 独法評価委員会(外部有識者)

新制度(国立研究開発法人)

国立研究開発法人
(他に中期目標管理法、行政執行法人が類型化)

研究開発の最大限の成果を確保すること

目標期間: 5年~7年

目標記載内容: 研究開発の成果の最大化その他業務の質の向上等

評価主体: 主務大臣

(国立研究開発法人に限り、主務大臣が、科学的専門性・多様性の観点から、審議会の意見を聴くこととされている。)

総合科学技術・イノベーション会議の関与

(目標策定・評価の指針に対し、国立研究開発法人に係る指針案を示し、総務省が策定する指針に適切に反映)

文部科学省所管の国立研究開発法人

参考

法人名	主 な 業 務	常勤職員数 (人) ^{注1}	H27予算(億円) ^{注2}	
				国の 財政支出 (億円) ^{注3}
物質・材料研究機構 (物材機構; NIMS)	・物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発	862	168	132
防災科学技術研究所 (防災科研; NIED)	・防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発	225	90	75
放射線医学総合研究所 (放医研; NIRS)	・放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、 診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発	459	118	96
科学技術振興機構 (JST)	・新技術の創出に資する研究及び企業化に向けた開発 ・科学技術に関する情報の流通促進・研究開発の交流支援 ・科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	1,231	1,208	1,010
理化学研究所 (理研; RIKEN)	・科学技術に関する試験・研究、その成果の普及・活用の促進 ・科学技術に関する試験・研究及び開発を行う者への施設及 び設備の共用 ・科学技術に関する研究者・技術者の養成・資質の向上	3,462	842	786
宇宙航空研究開発機構 (JAXA)	・宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術・航空科学技術 に関する基礎研究、宇宙・航空に関する基盤的研究開発 ・人工衛星等の開発・打上げ・運用等	2,147	1,860	1,834
海洋研究開発機構 (JAMSTEC)	・海洋に関する基盤的研究開発及び学術研究に関する協力等	1,061	377	335
日本原子力研究開発 機構 (JAEA)	・原子力に関する基礎的研究及び応用の研究 ・核燃料サイクルを確立するために必要な技術の開発	4,686	3,472	1,781

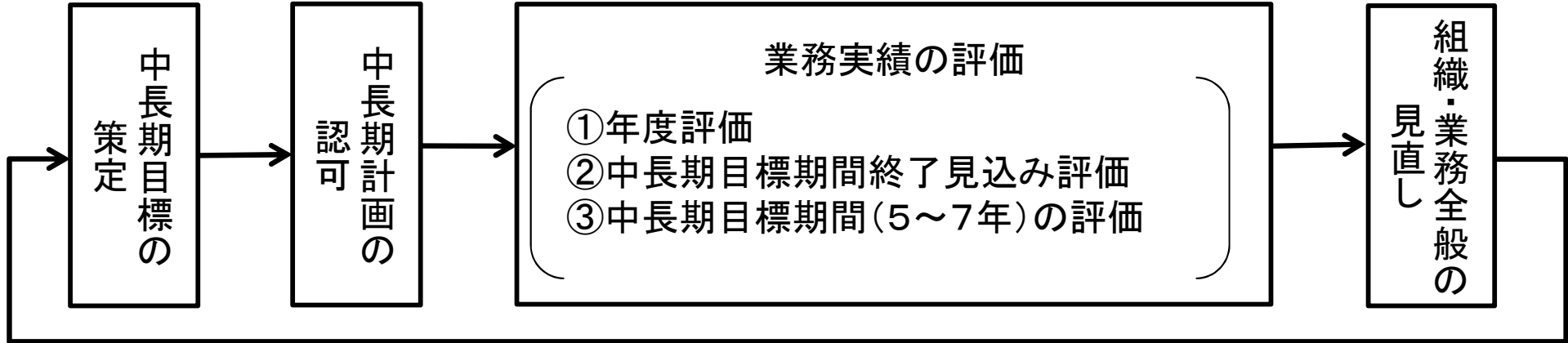
注1:常勤職員数(任期付きの常勤職員を含む。)は平成27年4月1日現在の数値。

注2:H27予算は、各法人の当初予算ベースの平成27年度全体の収入・支出に係る計画における支出予算の総額等(他勘定への繰入れを含む)。

注3:H27の国の財政支出は「平成27年度予算及び財政投融资計画の説明」(財務省主計局・理財局)による。

国立研究開発法人審議会について

- 先般の改正独法通則法(平成27年4月施行)に基づき、各所管府省に新設。
- 国立研究開発法人**に関して、①中長期目標の策定、②中長期計画の認可、③業務実績の評価、④組織・業務全般の見直しに当たって、**科学的知見等に即して主務大臣に助言**。
- さらに**外国人を委員に任命し**、国際水準も踏まえた審議体制を構築。(改正通則法により、特例的に全委員の5分の1の人数まで、外国人の任命も可能に。)



※ 委員数 : 審議会(16~20人)、各部会(8~10人)

国立研究開発法人審議会のスケジュール(イメージ)

	文部科学大臣	審議会	3部会 (27年度で中目期間終了の法人: 物材機構、放医研(※)、防災科研) ※組織再編があるので変則的対応となる	5部会 (右記以外の法人: JST、理研、 海洋機構、JAXA、原子力機構)
平成27年 4月		審議会① 立上げ(審議会運営 規則の決定等)		
6月末	法人から自己評価書の提出			
7月			部会①～③ 業務の実績評価 組織・業務の見直し	部会①～② 業務の実績評価
8月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 業務の実績評価の決定 組織・業務の見直しの決定 <p>総務省委員会: 目標期間の見 込み評価結果のみ点検</p>	審議会② 業務の実績評価 組織・業務の見直し	(注) 部会開催回数は予定。 (注) 組織・業務の見直し: 独法通則法第35条により、中期目標の期間の終 了時まで、当該中期目標管理法人の業務の継続又は組織の存続の必要性 その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行うこととされている。	
平成28年 1月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 新中長期目標案決定 <p>総務省委員会が点検</p>	審議会③ 新中長期目標 (新中長期計画の原案)	部会④ 新中長期目標 (新中長期計画の原案)	(必要に応じて、中長期目標の 変更へ対応)
2月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 新中長期目標の決定 ⇒ 大臣から法人に指示 <p>総務省委員会が点検</p>			
3月末まで	<ul style="list-style-type: none"> 新中長期計画の認可 			

審議会の進め方のイメージ（業務の実績評価）

①年度評価、②中長期目標期間終了見込み評価、③中長期目標期間の評価

1. 事前送付

- 各委員に、法人が作成した自己評価書や補足説明資料等を送付

2. 部会

- (1) 法人から自己評価書等に基づいてヒアリング
 - (2) 法人の自己評価書等をベースにした文部科学省による評価案を審議
 - (3) 評価案について部会としての意見を取りまとめ
- ※ 各法人に共通すると考えられる課題(制度運用等)もあれば検討

3. 審議会

- (1) 各部会長から、上記の意見について説明
- (2) 審議会として、業務の実績評価への意見を決定

4. 文部科学大臣による決定

- 審議会の意見を踏まえて、各法人の業務の実績評価を決定

※ 具体的な審議の進め方は、審議会・部会において決めることとなる。

審議会の進め方のイメージ (事務・業務の見直し／中長期目標／中長期計画)

※ 平成27年度は、物質・材料研究機構、放射線医学総合研究所、防災科学技術研究所のみの対応

1. 法人・文部科学省による原案の作成

- 以下の原案について、法人・文科省が十分意思疎通を図って作成
 - ・ 事務・業務の見直し(案) : 文科省が作成
 - ・ 中長期目標(案) : 文科省が作成
 - ・ 中長期計画(案) : 法人が作成(文科省が認可)

2. 部会

- 上記の案について、各部会において、法人・文科省からヒアリングを行い、意見をとりとめ

3. 審議会

- 各部長から、上記の意見について説明
- 審議会として、案に対する意見を決定

4. 文部科学大臣による決定等

- 審議会の意見を踏まえて、各法人の事務事業の見直し等を決定(中長期計画は認可)

※ これまで独立行政法人評価委員会で行われていた業務方法書の認可、財務諸表の承認等に関する意見聴取については要検討。

※ 具体的な審議の進め方は、審議会・部会において決めることとなる。

国立研究開発法人審議会に期待される役割

- 国立研究開発法人については、研究開発の持つ長期性、不確実性、予見不可能性、専門性といった特性を踏まえた目標設定・評価を行うことがこれまで以上に求められる。
- そのため、本審議会は、研究開発領域や、研究開発に係る国際動向、法人のマネジメント等のご知見・ご経験を生かして、国立研究開発法人に係る目標策定・評価等が、科学的知見や国際的水準等に即したものとなるよう、所管大臣の決定に際しご助力いただくために設置されたもの。
- 本審議会には、国立研究開発法人において、その第一の目的である「研究開発成果の最大化」と、「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」とを両立した運営がなされるよう提言を行っていただくことが期待される。
- また、審議にあたっては、
 - ① 研究開発は、機械的に効率性を図るだけでは「研究開発成果の最大化」を促すことにはならないことから、質的・量的、科学技術的・経済的・社会的、国際的・国内的、短期的・長期的な観点から総合的にご検討いただくほか、
 - ② 研究開発は、創造的な業務であり、必ずしも時間に応じた事業の進捗、成果の創出等が期待できないことへご配慮いただくとともに、
 - ③ 法人に対する意見のほか、国による制度運用の改善についてもご検討いただくなど、国立研究開発法人の機能強化に向けて、積極的な貢献をお願いしたい。